

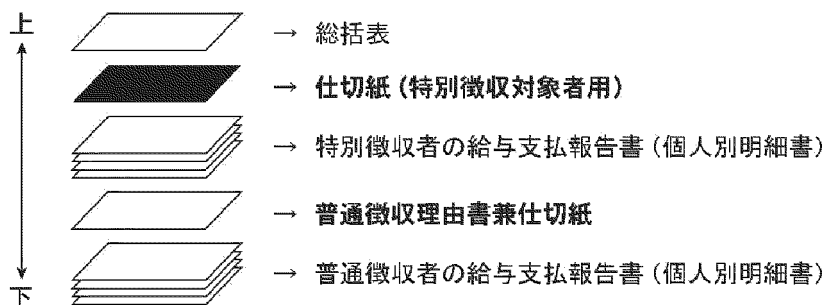
## 仕切紙(特別徴収対象者用)

この紙より後ろは

# 特別徴収

特別徴収人数	人
--------	---

- 特別徴収対象の方については、5月上旬に事業主様(特別徴収義務者)宛てに税額決定通知書を送付します。
- 提出期限以降に提出されますと、税額決定通知書の送付が遅れる場合があります。
- この書類は特別徴収該当者の給与支払報告書(個人別明細書)の前につけてください。
- 特別徴収対象者として提出された方が、退職等により給与からの天引きができなくなった場合は、異動した月の翌月10日までに必ず異動届を提出してください。



給与支払報告書は、クリップ又は輪ゴムでまとめて提出してください。

## 普通徴収理由書兼仕切紙

この紙より後ろは

# 普通徴収

普通徴収人数	人
--------	---

符号	普通徴収理由	人数
普A	他の事業所で特別徴収(乙欄適用者など)	人
普B	給与が少なく税額が引けない	人
普C	給与の支払いが不定期(給与の支払いが毎月ではない)	人
普D	退職者、退職予定者(5月末日まで)又は休職者(育児休業を含む)	人
普E	総従業員が2名以下(普A~普D、普Fに該当する者を除く)	人
普F	事業専従者のみ	人

- この書類は普通徴収該当者の給与支払報告書(個人別明細書)の前につけてください。
- 普通徴収とする場合、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- 普通徴収理由もしくは符号の記載がない場合や普通徴収理由に該当しないことが明らかな場合は特別徴収とさせていただきます。
- 普通徴収理由書の提出がない場合、原則どおり特別徴収とさせていただきます。